

日程第1

評議員会会長の選任について

評議員会会長の欠席に伴い、本日の評議員会臨時会長の選任を行います。

評議員会臨時会長 小嶺 安雄

令和4年5月18日

一般財団法人 南部振興会
理事長 宮 里 哲

日程第2

会議録署名人の指名について

本日の評議員会の会議録署名人に、次の二人を指名致します。

古堅 國雄

山城 馨

令和4年5月18日

一般財団法人 南部振興会
理事長 宮 里 哲

令和3年度一般財団法人南部振興会事業報告並びに収支決算の認定について

令和3年度一般財団法人南部振興会事業報告並びに収支決算について、定款第8条及び第9条に基づき、監査報告書を添えて次のとおり承認を求める。

[事業報告書、収支決算書 別添のとおり]

原案可決

令和4年5月18日

一般財団法人 南部振興会
理事長 宮里 哲

[参考 一般財団法人南部振興会定款抜粋]

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 公益目的支出計画実施報告書
 - (4) 貸借対照表
 - (5) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (7) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類は、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第4号及び第5号の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款を主たる事務所
所に備え置きするものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

監 査 報 告 書

令和4年5月11日

一般財団法人 南部振興会
理事長 宮 里 哲 殿

一般財団法人 南部振興会

監 事 宮城 晴 政 
監 事 石垣 安 秀 

一般財団法人南部振興会定款第24条に基づき実施した監査の結果について、下記の通り報告します。

1. 監 査 年 月 日：令和4年5月11日
2. 監査対象期間：自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日
3. 監 査 事 項：令和3年度決算及び事業
4. 監査結果の概要
 - (1) 業務について事業報告に沿い確認したところ、当財団の定款及び関係法令等の規定に基づき適正に処理されている。
 - (2) 正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録等について、会計書類、預金通帳等と金額を照合したところ、正確に整理されている。

公益目的支出計画実施報告書に関する監査報告書

令和4年5月11日

一般財団法人 南部振興会
理事長 宮里 哲 殿

一般財団法人 南部振興会

監 事

宮城清政 

監 事

石垣安秀 

私たち監事は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの公益目的支出計画実施報告書に関して、本監査報告を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及び内容

私たち監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、法人事業所において公益目的支出計画の実施の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る公益目的支出計画実施報告書について検討いたしました。

2. 監査の結果

公益目的支出計画実施報告書は、法令及び定款に従い法人の公益目的支出計画の実施の状況を正しく示しているものと認めます。

日程第4 議案第2号

一般財団法人南部振興会評議員及び評議員会長の選任について

本評議員会の終結の時をもって現評議員5名が任期満了となりますので、定款第11条に基づき、次期評議員及び評議員会長の選任を行う。

【次期評議員】

氏名	職名	備考
古堅 國雄	前与那原町長	評議員会会長
城間 俊安	前南風原町長	
小嶺 安雄	前渡嘉敷村長	
知念 良光	元与那原町議会議員	
山城 馨	元南城市教育委員会教育長	

[任期 評議員会で選任された日から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで]

令和4年5月18日

一般財団法人 南部振興会
理事長 宮里 哲

【現評議員】

氏名	職名	備考(就任年月日)
屋 亘 由章	元大里村長	評議員会会長 (H30.5.31)
古堅 國雄	前与那原町長	(R3.5.18)
小嶺 安雄	前渡嘉敷村長	(H30.5.31)
知念 良光	元与那原町議会議員	(H30.5.31)
山城 馨	元南城市教育委員会教育長	(H30.5.31)

（評議員の選任及び解任）

- 第 11 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会において行う。
- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
- (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を越えないものであること。
- イ 当該評議員及びその配偶者又は 3 親等内親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届けをしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - へ ロからニまでに掲げる者の 3 親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
- (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。
- イ 理事
 - ロ 使用人
 - ハ 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
 - ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）
- 3 評議員会長は、評議員会において選定する。
- 4 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

（評議員の任期）

- 第 12 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第 10 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、評議員としての権利義務を有する。

日程第5 議案第3号

一般財団法人南部振興会理事及び監事の選任について

本会定時評議員会の終結時をもって理事5名及び監事2名が任期満了となりますので、定款第21条に基づき、次期理事及び監事の選任を行う。

【次期理事】

氏名	職名	備考
宮里 哲	座間味村長	
新垣 安弘	八重瀬町長	
赤嶺 正之	南風原町長	
山川 仁	豊見城市長	
宮城 光正	北大東村長	

[任期 評議員会で選任された日から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで]

【次期監事】

氏名	職名	備考
石垣 安秀	沖縄県町村議会議長会前事務局長	
喜屋武 一彦	与那原町議会議長	

[任期 評議員会で選任された日から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで]

令和4年5月18日

一般財団法人 南部振興会
理事長 宮里 哲

【現理事及び監事】

氏名	職名	備考(就任年月日)
宮里 哲	座間味村長	代表理事 (R2.7.2)
新垣 安弘	八重瀬町長	業務執行理事 (R2.5.26)
赤嶺 正之	南風原町長	理事 (R2.5.26)
山川 仁	豊見城市長	理事 (R2.7.2)
宮城 光正	北大東村長	理事 (R2.5.26)
宮城 清政	南風原町議会議員	監事 (H30.5.31)
石垣 安秀	沖縄県町村議会議長会前事務局長	監事 (H30.5.31)

[参考 一般財団法人南部振興会（定款） 抜粋]

（役員を設置）

第 21 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 5 名以内
 - (2) 監事 2 名以内
- 2 理事のうち 1 名を理事長とする。
 - 3 理事長以外の理事のうち、1 名を副理事長とする。
 - 4 第 2 項の理事長をもって、法人法上の代表理事とし、前項の副理事長をもって同法第 197 条において準用する第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

（役員任期）

第 25 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

日程第6 議案第4号

南部会館跡地の土地賃貸借仮契約書（案）について

南部会館跡地は、駐車場として沖縄看護大学学生会との賃貸借契約を行っておりましたが、令和4年4月末をもって賃貸借契約を終了し、令和4年5月より新たに兵庫県芦屋市のI & H株式会社（阪神調剤グループ）と土地賃貸借仮契約を行いたいので、ご審議願いたい。

（賃貸契約書（案）：添付のとおり）

原案可決

令和4年5月18日

一般財団法人 南部振興会
理事長 宮 里 哲

土地賃貸借（仮契約）の予約契約書（案）

一般財団法人南部振興会（以下「甲」という。）とI & H株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり土地賃貸借予約契約を締結する。

（賃貸借の予約合意）

第1条 甲乙は、甲所有の下記に表示する土地（以下「本件土地」という。）の賃貸借の仮契約（以下「仮契約」という。）の予約契約（以下「本予約契約」という。）について、次条以下に定めるとおり合意する。

記

【本件土地の表示】

登記簿上の所在：沖縄県那覇市与儀一丁目

登記簿上の地番：585番22

登記簿上の地目：宅地

登記簿上の地積：881.09㎡

（賃貸借の期間）

第2条 この土地の賃貸借の期間は、令和4年5月2日から令和5年3月31日までとする。なお、甲乙は、乙が本件土地上に建設予定の下記建物を完成させ、同建物において、乙又はその関係会社により調剤薬局事業を開始する際には、当該事業開始月に、仮契約を終了させると同時に、本件土地に関する賃貸借の本契約（以下「本契約」という。）を開始させるものとする（本契約に関する諸条件については、本契約開始時までに、甲乙間で協議及び合意の上、決定するものとする）。

記

建物の名称（仮称）	与儀医療モール
主たる用途（予定）	調剤薬局の開局及び診療所若しくはクリニックの開設又はカフェの開店等
規模（予定）	地上2階建て
構造（予定）	鉄筋コンクリート造
建築面積（予定）	448.00㎡（135.52坪）
延床面積（予定）	896.00㎡（271.04坪）
容積対象床面積（予定）	761.31㎡（230.30坪）

（使用目的）

第3条 本件土地の使用目的は、調剤薬局店舗、病院、診療所、クリニック、カフェ等に供するための建物並びにその付随施設を所有すること及びこれに付随する駐車場等として使用することとする。
2 乙は、甲の承諾を得ることなく本件土地を前項の目的以外の用途に供してはならないものとする。

（賃料）

第4条 仮契約における賃料は、月額金200,000円とする。ただし、仮契約締結までに、租税公課の増減その他経済状況の著しい変動があった場合は、甲乙協議の上で改定することができるものとする。

（賃借料の支払）

第5条 乙は、この土地の賃借料として、当月末日までに甲の指定する預金口座に振り込むものとする。

（敷金）

第6条 仮契約に関して、敷金は設定しないものとする。

（中途解約）

第7条 乙は、契約期間中といえども、6か月前に甲に対して、書面により予告することで、仮契約を解約することができる。ただし、通知に代えて、賃料の6か月分相当額を支払うことにより即時に解約することができる。

2 乙は、前項の通知に必要な期間が確保できない場合、その不足する期間の賃料相当額を甲に支払う

ことによりその期間を短縮することができる。

(契約の解除)

第8条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告した上、仮契約を解除することができる。

(1) 第3条に違反し、本件土地を使用したとき。

(2) 第5条の賃料、その他甲に対する金銭債務の履行を3ヶ月以上遅滞したとき

2 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告を要することなく直ちに仮契約を解除することができる。

(1) その他仮契約の各条項に違反し、甲の催告にもかかわらず相当期間内に是正しないとき

(2) その他乙に仮契約を継続し難い重大な背信行為があったとき。

(不可抗力)

第9条 甲及び乙のいずれの責めにも帰することのできない天災地変の不可抗力によって、本件土地が使用不能となった場合、仮契約は終了するものとする。

2 前項の場合には、甲乙相互に一切の損害賠償の請求をしない。

(明渡し及び原状回復)

第10条 乙は仮契約が終了し、本契約が成立しないときは、速やかに本件土地を原状に復した上で返還する。

2 前項に基づく原状回復の詳細については、甲と乙で別途協議して定める。

3 乙が第1項の義務を履行しないときには、甲は、乙の費用負担で、本件土地を原状に復することができる。

4 乙が、仮契約終了後速やかに本件土地を明け渡さないときは、明渡し完了に至るまで、1ヶ月につき第5条に規定された最終賃料相当額の金員を違約金として甲に支払うものとする。

(その他の条件)

第11条 甲乙は、仮契約に関する事項で、本予約契約に定めがない事項については誠意をもって協議し、両者の合意により決定するものとする。

(反社会的勢力の排除)

第12条 甲及び乙は、自らが、以下の各号の一に定める者（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないことを、相手方に対して表明し、これを保証する。

(1) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条に定義する暴力団、指定暴力団、指定暴力団連合、その他集团的又は常習的に違法行為等を行うことを助長するおそれのある団体、およびこれら団体に属している者、ならびにこれらの者と取引又は関係性を有する者。

(2) 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づき処分を受けた団体、および当該団体に属している者、ならびにこれらの者と取引又は関係性を有する者

(3) 前各号の団体に類する団体、および当該団体に属している者、ならびにこれらの者と取引又は関係性を有する者。

(4) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第2項に定義する風俗営業、その他これらに類する業を営む者。

(5) 「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」に定める犯罪収益等隠匿および犯罪収益等收受を行い又は行っている疑いのある者又はこれらの者と取引のある者。

(6) 「貸金業法」第24条第3項に定義する取立て制限者又はこれらに類する者。

2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行なってはならない。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3 甲及び乙は、相手方が前2項のいずれか一にでも違反した場合は、相手方の有する期限の利益を喪失させ、又、通知又は催告等何らの手続を要しないで直ちに本予約契約及び仮契約を解除することができる。

できるものとする。

- 4 甲及び乙は、前項に基づく解除により解除された当事者が被った損害につき、一切の義務及び責任を負わないものとする。

(権利義務等の譲渡等禁止)

第13条 乙は、本予約契約又は仮契約に基づく権利義務を第三者に譲渡し、又はこれを担保に供する等一切の処分を行なうことはできないものとする。

(協議)

第14条 甲及び乙は、本予約契約に定めがない事項及び、本予約契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄)

第15条 甲乙間の、本予約契約及び仮契約上直接または間接的に生じた一切の紛争については、被告の主たる事務所又は本店所在地を管轄する地方裁判所を以って第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本予約契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年5月2日

甲（賃貸人）

所在地：沖縄県那覇市旭町116番地37

名称：一般財団法人南部振興会

代表理事 宮里 哲 印

乙（賃借人）

本店所在地：兵庫県芦屋市大榭町1番18号

社名：I & H株式会社

代表取締役 岩崎 裕昭 印

